

### 久喜市利用者負担金基準額表（3歳未満児）

階層 区分	定 義	利用者負担額（月額）		
		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	
A00	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B00	市民税非課税世帯	0	0	
C00	市民税均等割課税世帯	7,000	6,800	
D01	市 民 税 所 得 割 課 税 額	7,800 円未満	7,700	7,500
D02		7,800 円以上 48,600 円未満	8,800	8,600
D03		48,600 円以上 60,700 円未満	9,600	9,400
D04		60,700 円以上 65,000 円未満	11,300	11,100
D05		65,000 円以上 77,000 円未満	13,600	13,300
D06		77,000 円以上 87,000 円未満	18,200	17,800
D07		87,000 円以上 97,000 円未満	24,100	23,600
D08		97,000 円以上 130,000 円未満	30,300	29,700
D09		130,000 円以上 150,000 円未満	37,800	37,100
D10		150,000 円以上 169,000 円未満	42,600	41,800
D11		169,000 円以上 185,000 円未満	46,700	45,900
D12		185,000 円以上 190,000 円未満	50,600	49,700
D13		190,000 円以上 211,000 円未満	51,000	50,100
D14		211,000 円以上 301,000 円未満	51,500	50,600
D15		301,000 円以上	52,000	51,100

☆ 階層区分の認定について、4月分から8月分までは前年度、9月分から3月分までは当該年度の市民税により決定します。

☆ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割株式等譲渡所得割については、保育料の算定上、控除の対象となりません。

### 3) 3歳児以上の保育料について

令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」に伴い、令和元年10月分以降の保育料につきましては無償化となります。

なお、「幼児教育・保育の無償化」は、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの保育料（利用料）が無償化されるものですが、以下の費用は対象外（実費負担）となります。

- (1) 通園送迎費（バス代）、給食費（主食費・副食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。

※年収約360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の子どもたち（兄弟姉妹のカウントはこれまでと同様）については、副食費が免除されます。

- (2) 保育園や認定こども園（保育園部分）などの「延長保育料」は無償化の対象外です。

- (3) 一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターなどの利用料の無償化は、保育園や認定こども園などに通園している方は対象外です。